

関原発 第540号  
2020年 2月27日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所第1号機発電用原子炉施設に係る  
使用前検査申請書の記載内容変更について

2019年7月9日付け関原発第141号で申請(2019年10月17日付け関原発第308号及び2019年11月12日付け関原発第332号で申請書の記載内容変更)しました高浜発電所第1号機発電用原子炉施設に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

## 1. 使用前検査申請書

高浜発電所第1号機

使用前検査申請書番号

関原発第141号(2019年7月9日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第308号(2019年10月17日)

関原発第332号(2019年11月12日)

## 2. 変更の内容及び変更の理由

## 2.1 使用前検査申請書

(変更前)

2019年10月17日付け関原発第308号の申請書記載事項

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時(一号) 期日 自 2020年 2月 至 2021年 5月 場所 高浜発電所 三菱重工業株式会社 パワードメイン原子力事業部(兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 三菱電機株式会社 電力システム製作所(兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 東亜バルブエンジニアリング株式会社(兵庫県尼崎市西立花町)
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 自 2020年 2月 至 2021年 6月 場所 高浜発電所

2019年11月12日付け関原発第332号の申請書記載事項

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成31年 4月25日 原規規発第1904255号 令和 元年 9月13日 原規規発第1909134号 令和 元年10月24日 原規規発第1910242号

(変更後)

申請に係る発電用原子炉施設の概要	別紙のとおり
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成31年 4月25日 原規規発第1904255号 令和元年 9月13日 原規規発第1909134号 令和元年10月24日 原規規発第1910242号 令和2年 2月20日 原規規発第2002201号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時(一号) 期日 自 2020年 5月 至 2021年 5月 場所 高浜発電所 三菱重工業株式会社 パワードメイン原子力事業部(兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 三菱電機株式会社 電力システム製作所(兵庫県神戸市兵庫区和田崎町) 東亜バルブエンジニアリング株式会社(兵庫県尼崎市西立花町)
	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 自 2020年 5月 至 2021年 6月 場所 高浜発電所

※申請に係る発電用原子炉施設の概要の変更前後については、添付資料1のとおり

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書  
添付資料2のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
添付資料3のとおり

#### 変更理由

工事計画の認可に伴い、「申請に係る発電用原子炉施設の概要」、「法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日」の認可年月日及び認可番号、「添付資料-1 工事の工程に関する説明書」の項目及び「添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書」の管理区域検査場所を追記する。

また、検査工程の見直しに伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日を変更する。

#### <添付資料>

添付資料1：別紙(申請に係る発電用原子炉施設の概要) 変更前後比較

添付資料2：「工事の工程に関する説明書」 変更前後比較

添付資料3：「工事の工程における放射線管理に関する説明書」 変更前後比較

(変更前)

別紙

高浜発電所第 1 号機

発電用原子炉施設に係るもの

- ・ 原子炉本体
- ・ 原子炉冷却系統施設
- ・ 計測制御系統施設
- ・ 原子炉格納施設
- ・ その他発電用原子炉の附属施設
  - 4 火災防護設備
  - 5 浸水防護施設
  - 7 非常用取水設備

(変更後)

別紙

高浜発電所第 1 号機

発電用原子炉施設に係るもの

- ・ 原子炉本体
- ・ 原子炉冷却系統施設
- ・ 計測制御系統施設
- ・ 放射線管理施設
- ・ 原子炉格納施設
- ・ その他発電用原子炉の附属施設
  - 1 非常用電源設備
  - 4 火災防護設備
  - 5 浸水防護施設
  - 6 補機駆動用燃料設備
  - 7 非常用取水設備
  - 8 敷地内土木構造物

(変更前)

2019年11月12日付け関原発第332号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年		2021年					
	1月	2月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
発電用原子炉施設に係るもの								
・原子炉本体		←						→
・原子炉冷却系統施設				△ 使用前検査 (一号)				
・計測制御系統施設								
・原子炉格納施設		←						→
・その他発電用原子炉の附属施設								
4 火災防護設備								
5 浸水防護施設								
7 非常用取水設備					▲ 使用前検査 (五号)			

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2021年					
	2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月
発電用原子炉施設に係るもの	5月						
・原子炉本体							
・原子炉冷却系統施設							
・計測制御系統施設							
・放射線管理施設							
・原子炉格納施設							
・その他発電用原子炉の附属施設							
1 非常用電源設備							
4 火災防護設備							
5 浸水防護施設							
6 補機駆動用燃料設備							
7 非常用取水設備							
8 敷地内土木構造物							

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更前)

2019年11月12日付け関原発第332号の申請書記載事項

(添付資料-2)

## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

## 1. 検査に伴う放射線管理

## (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な区画、汚染拡大防止策を行い、立ち入る場合は必要により防保護具を着用する。

## (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

## (3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

## 2. 検査場所の区域区分

1号機

1号機

1号機



## (1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

## (2) 線量当量率区分

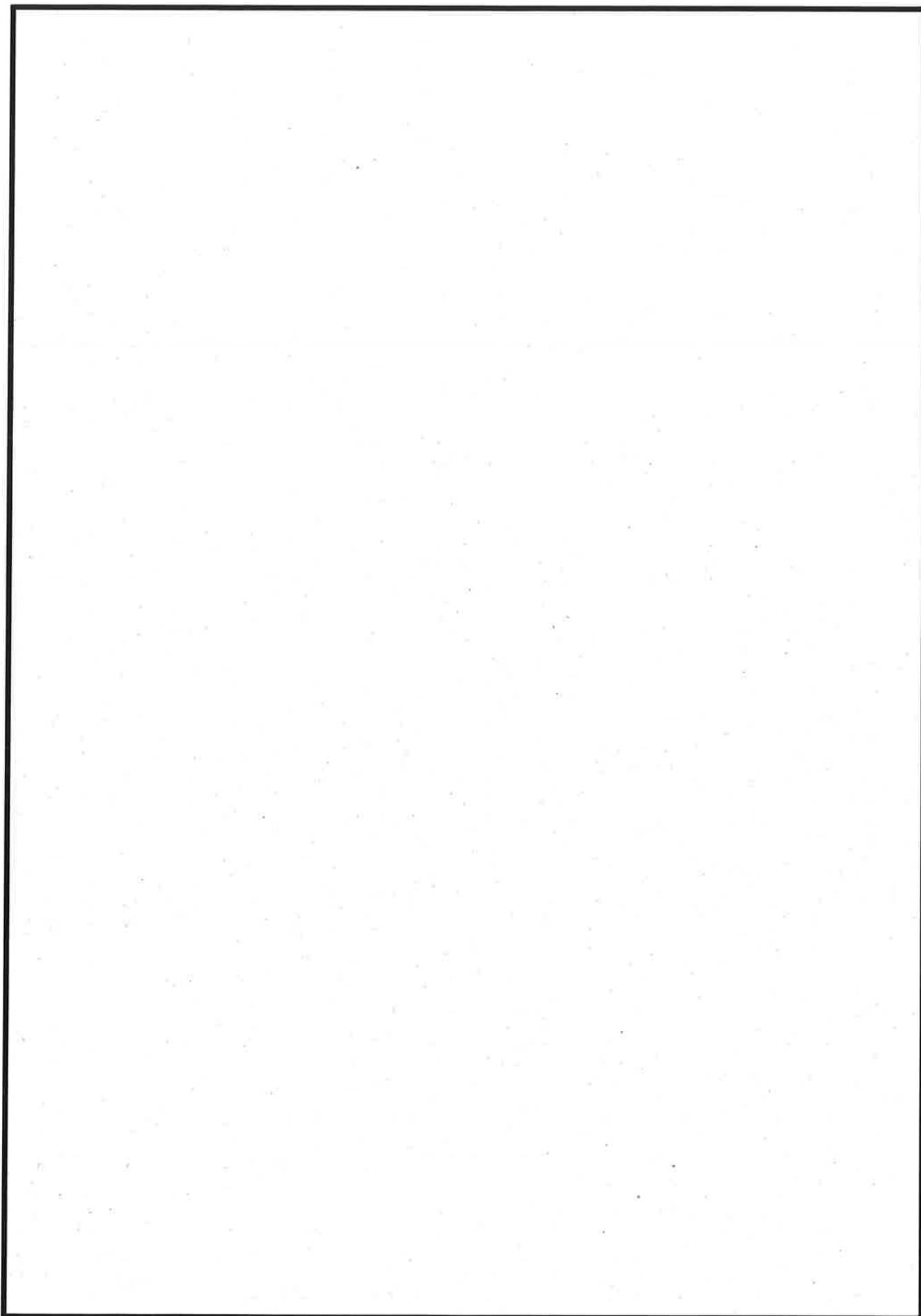
1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域

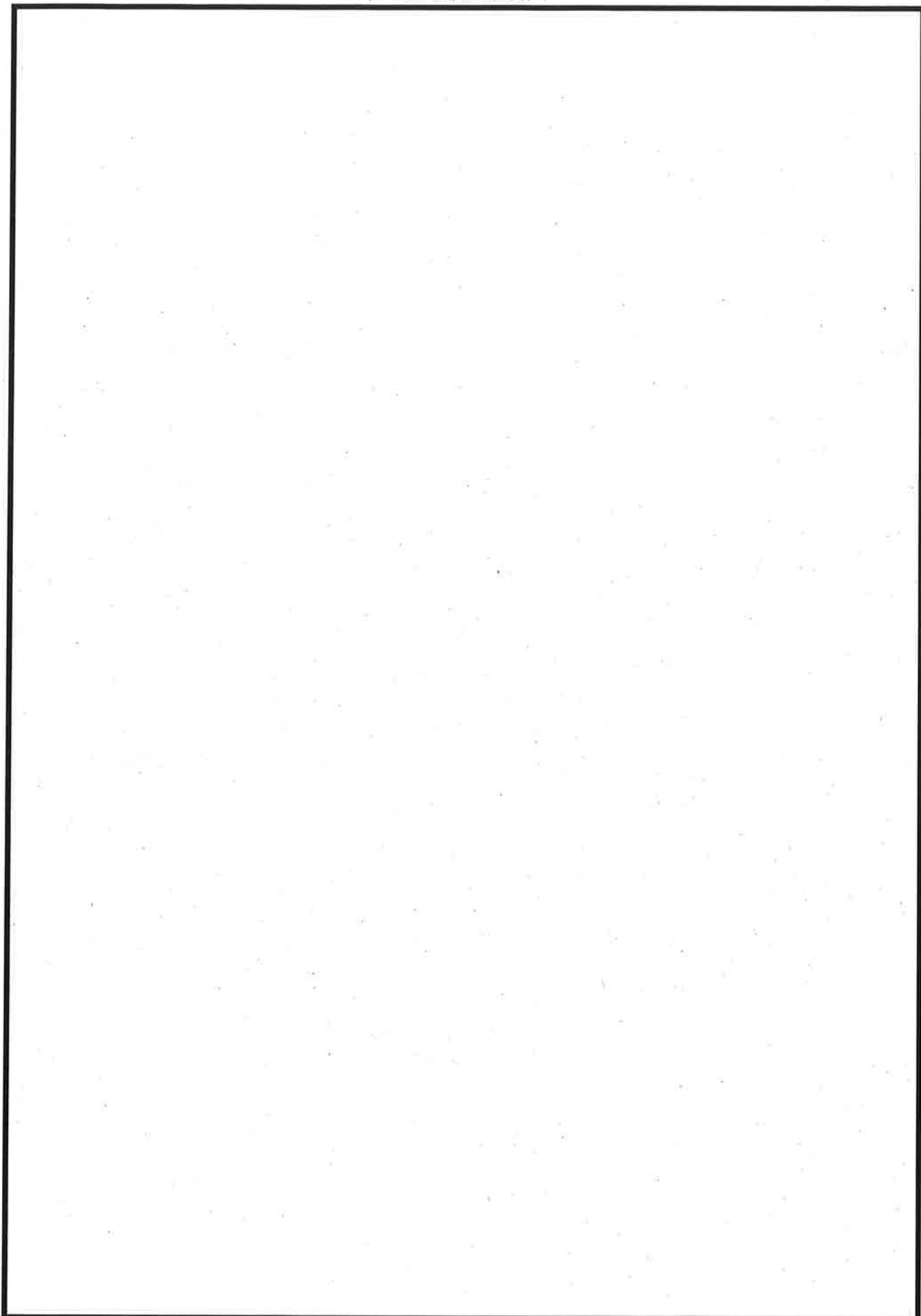
## 3. 管理区域検査場所図

別紙参照

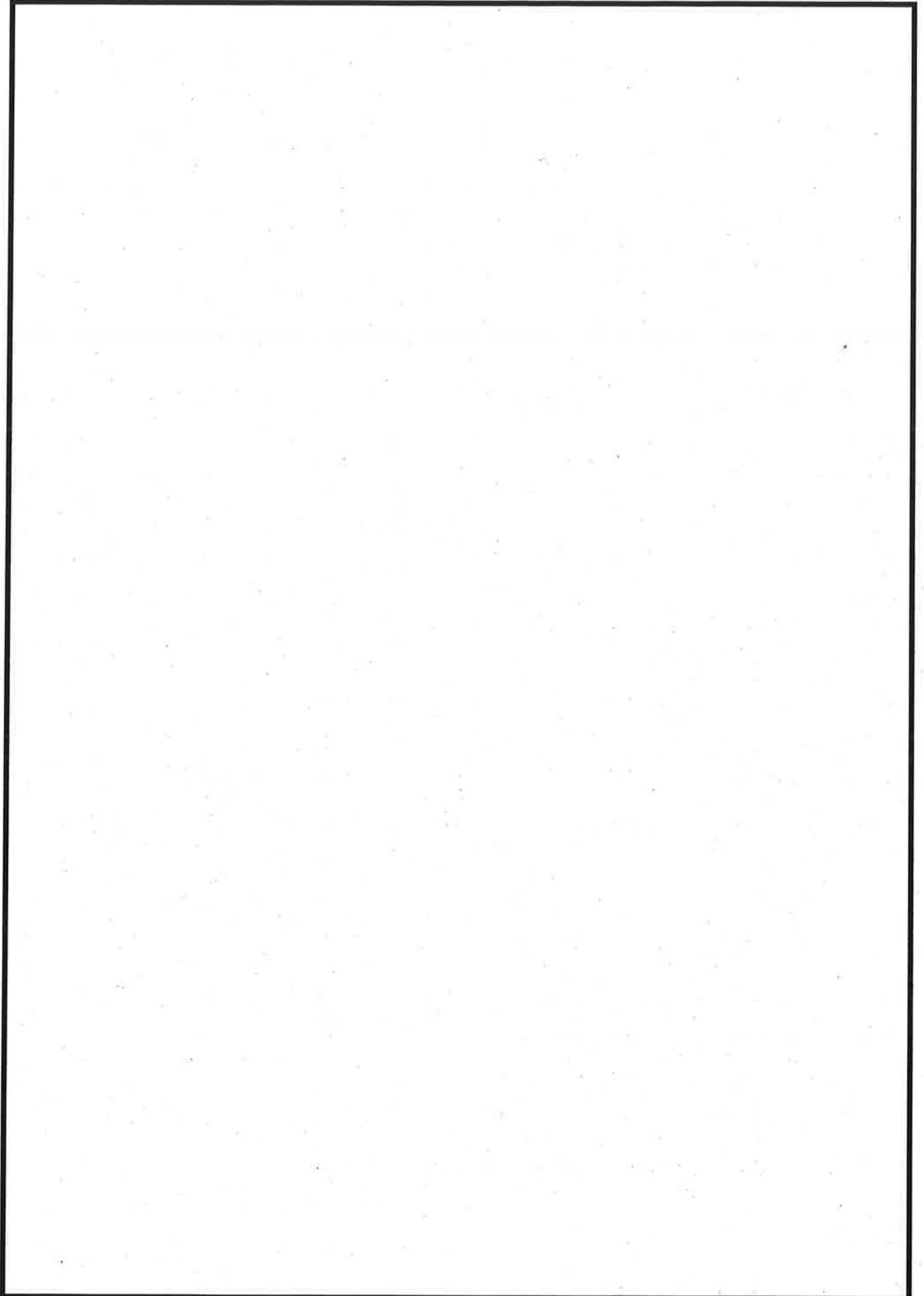
管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



## 工事の工程における放射線管理に関する説明書

### 1. 検査に伴う放射線管理

#### (1) 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な区画、汚染拡大防止策を行い、立ち入る場合は必要により防保護具を着用する。

#### (2) 検査中の放射線管理

検査中は放射線管理専任者が、検査を行う者に対して適切な被ばく管理を行う。

#### (3) 個人被ばく管理

被ばく線量はガラスバッジ及び警報付デジタル線量計を用いて測定する。

### 2. 検査場所の区域区分

1号機

1号機

1号機



#### (1) 汚染区分

A区域 汚染のおそれのない区域

B区域 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

#### (2) 線量当量率区分

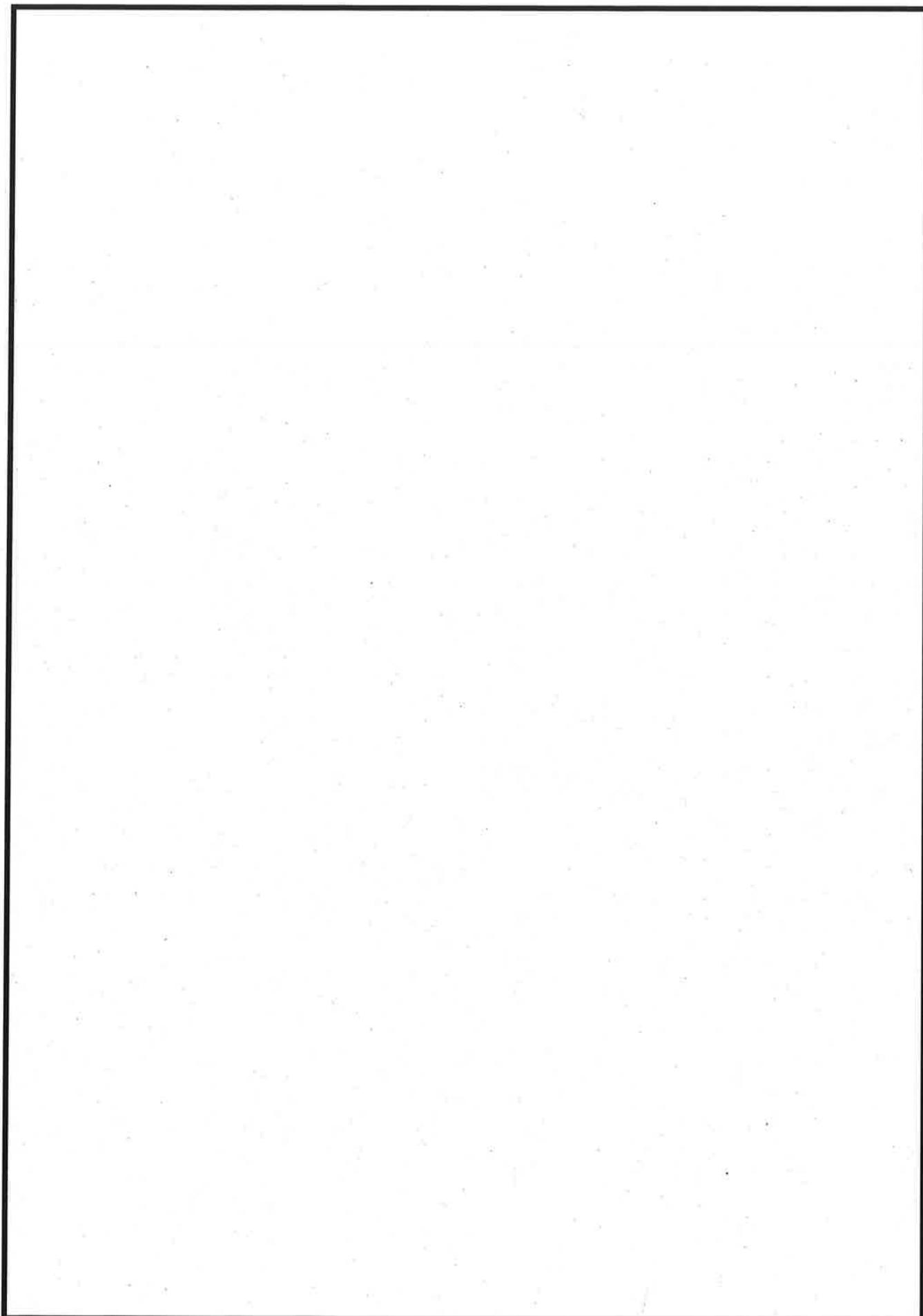
1区域 0.1 mSv/h 以下の区域

2区域 0.1 mSv/h を超え、1 mSv/h 以下の区域

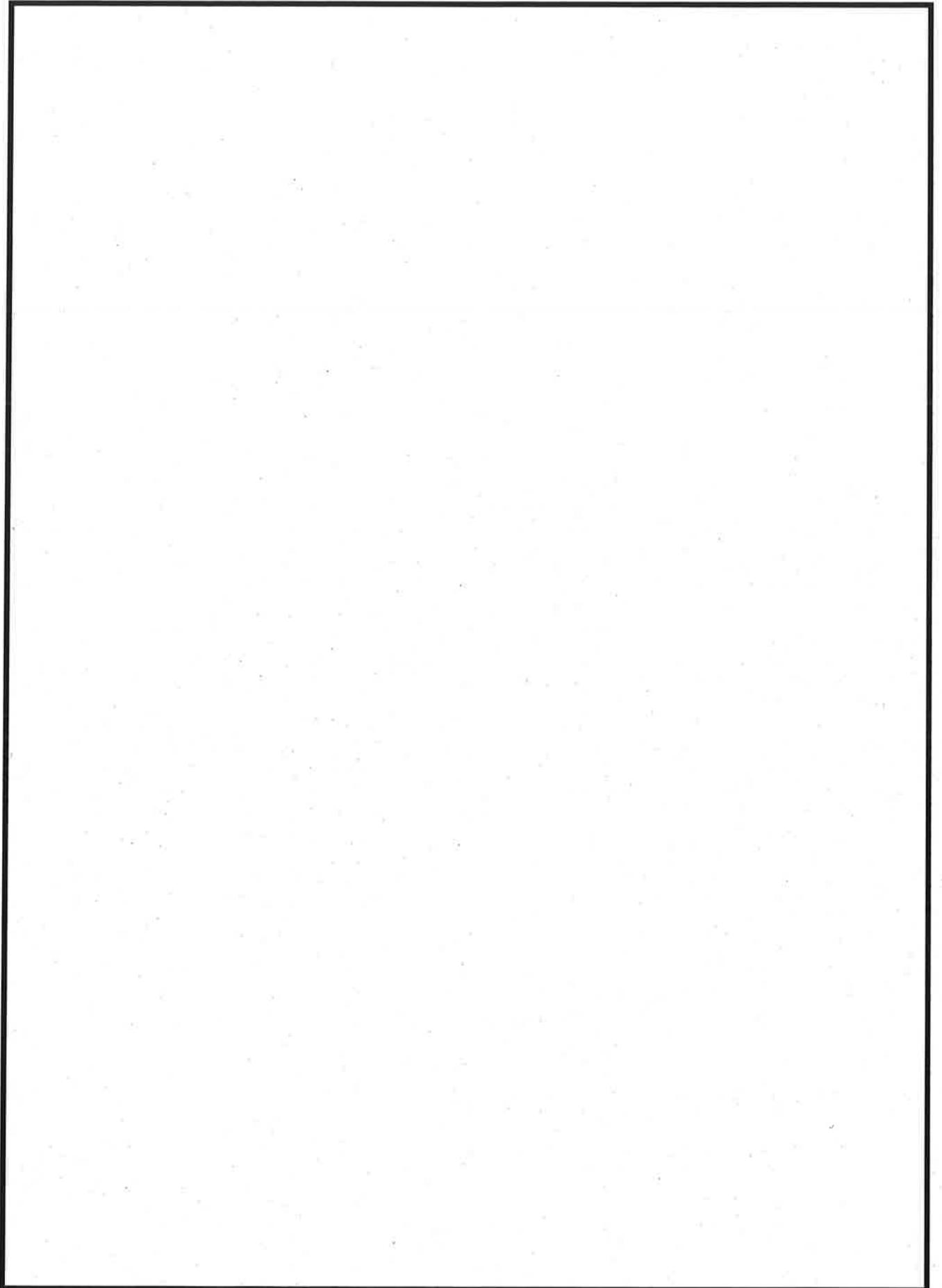
### 3. 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



管理区域検査場所図



管理区域検査場所図

